

燕市告示第 331 号

令和7年度燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金支給要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

令和7年度燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、光熱費等の高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業所等に対し、緊急的な措置として、燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金(以下「支援金」という。)を支給することにより、障がい福祉サービス事業所等の経済的負担を軽減し、サービスの質の確保及び業務継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「障がい福祉サービス事業所等」とは、関係法等の規定により新潟県又は本市の指定、許可、認可、認定又は登録がなされた施設又は事業所であって、次の各号に掲げる施設又はサービスを提供するものいう。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 療養介護
- (6) 生活介護
- (7) 短期入所
- (8) 障がい者支援施設
- (9) 自立訓練

- (10) 就労移行支援
- (11) 就労継続支援 A 型
- (12) 就労継続支援 B 型
- (13) 就労定着支援
- (14) 自立生活援助
- (15) 共同生活援助
- (16) 特定相談(計画相談支援)
- (17) 一般相談(地域定着支援、地域移行支援)
- (18) 移動支援
- (19) 日中一時支援
- (20) 地域活動支援センター
- (21) 児童発達支援
- (22) 放課後等デイサービス
- (23) 居宅訪問型児童発達支援
- (24) 保育所等訪問支援
- (25) 障がい児相談支援
- (26) 障がい児入所施設

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び燕市日中一時支援事業実施要綱(平成31年燕市告示第118号)において使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和7年7月1日現在において、市内に所在する障がい福祉サービス事業所等を運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する障がい福祉サービス事業所等は支給対象者とししない。

- (1) 申請日時点で休止又は廃止している者(一時的な休止の場合を除く。)
- (2) 政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者

- (3) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
 - (4) 市税等を滞納している者
 - (5) その他市長が不相当と認める者
- (支援金の額及び支給の制限)

第4条 支援金の額は、別表に掲げる申請区分ごとに、同表に定める額とする。

2 支給対象者が市内で複数の障がい福祉サービス事業所等を運営している場合は、当該支援金の額を合算した額を支給するものとする。

3 支援金の支給は、1支給対象者につき1回限りとする。

(申請方法)

第5条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金支給申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和7年9月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設・事業所内訳書
- (2) 市税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書
- (3) 振込先金融機関の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支給決定及び支給額確定通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理した時は、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給すること又は支給しないことを決定したときは、申請者に対し、令和7年度燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金支給(不支給)決定通知書兼支給額確定通知書(様式第2号)により通知する。

(支援金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正の申請により支援金の支給を受けた者があつたときは、期限を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

(帳簿の保管)

第 8 条 支給決定者は、事業に関する書類及び帳簿等を整理し、事業完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

申請区分	施設又はサービス種別	支援金の額(円)
入所系①	障がい者支援施設、療養介護又は障がい児入所施設で定員61人以上(併設短期入所の定員を含む)	840,000円
入所系②	障がい者支援施設、療養介護若しくは障がい児入所施設で定員60人以下(併設短期入所の定員を含む)又は共同生活援助(日中サービス支援型)	560,000円
居住系①	共同生活援助(日中サービス支援型除く)で定員21人以上(併設短期入所の定員を含む)又は短期入所(単独型のみ)	350,000円
居住系②	共同生活援助(日中サービス支援型除く)で定員20人以下(併設短期入所の定員を含む)又は自立訓練(宿泊型)(併設短期入所の定員を含む)	245,000円
通所系①	生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援又は放課後等デイサービスで定員41人以上	245,000円

通所系②	生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援又は地域活動支援センターで定員40人以下	140,000円
訪問系①	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は移動支援	140,000円
訪問系②	就労定着支援、自立生活援助、保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援	70,000円
相談系	特定相談(計画相談支援)、一般相談(地域定着支援、地域移行支援)又は障がい児相談支援	56,000円

備考

- 1 入所系及び居住系において、併設の短期入所がある場合は、合計した定員により、一申請区分での支給とする。
- 2 入所系において、通所系、訪問系又は相談系のサービスを行っている場合は、それぞれの区分の支給とする。
- 3 通所系において、多機能型事業所は一事業所分の支給とする。
- 4 訪問系①のサービスを同一建物で複数行っている場合は、一事業所分の支給とする。
- 5 訪問系②のサービスを同一建物で複数行っている場合は、一事業所分の支給とする。
- 6 訪問系①と訪問系②のどちらも行っている場合は、それぞれの区分の支給とする。
- 7 相談系のサービスを同一建物で複数行っている場合は、一事業所分の

支給とする。

8 共生型サービス及び基準該当サービスは対象外とする。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所

法人名

代表者 氏 名



令和 7 年度燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等
支援金支給申請書兼請求書

燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金支給要綱第 5 条の規定により
支給を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 申請・請求額 円

2 振込先及び対象施設

別紙 対象施設・事業所内訳書のとおり

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長

令和 7 年度燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金
支給(不支給)決定通知書兼支給額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金について、下記のとおり支給(不支給)の決定及び額の確定をいたしましたので、燕市障がい福祉サービス事業所光熱費等支援金支給要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 支給する

(1) 支給確定額

円

(2) 振込日

年 月 日

2 支給しない

(理由)